



消費生活センター便り



消費生活バス研修に行ってきました！

ペットボトルのリサイクル過程を見学

9月9日(水)、ご応募いただいた12名の参加者と消費生活相談員1名、市役所職員1名の、総勢14名でバス研修に出かけました。

午前10時過ぎに市役所を出発し、最初の見学先である石狩市リサイクルプラザ(新港南1丁目)へ。工場内のリサイクルプラントで、家庭から収集された資源ごみ(ビン・缶・ペットボトル)を手作業で選別している様子や、機械を利用してペットボトルのキャップが高速で取り除かれる様子を見学しました。キャップやラベルが外されていなかったり、中身が入ったままで回収されるものが非常に多く、選別作業に多大な手間とコストがかかっていることが分かりました。

その後、リサイクル講座で資源化の過程を学び、廃材で作られた木工品などの展示物を見学しました。



給食センターでランチ & 食育講座

石狩市学校給食センター(花川北7条1丁目)へ移動し、昼食としてその日の給食を試食しました。この日の献立は、『ごはん、肉鍋風煮、さばのみそ煮、三色ごまあえ』でした。

食事の後、DVDで調理設備の説明を受け、栄養士の方から野菜の分類や食事バランスについての講義を受けました。



最新鋭の精米工場で学ぶ『お米が食卓に届くまで』

ホクレンパールライス工場(新港西2丁目)では、お米の生産過程などを映像で学び、機械による生産ラインを見学しました。

見学コースには随所にクイズやパネルなどが設置され、実際に見て触って楽しみながら見学することができました。

収穫されたお米が精米される工程や徹底した品質管理が行われている様子が分かり、品種改良についてのパネルでは普段食べているお米がどのようにして作られたのかを知ることができました。

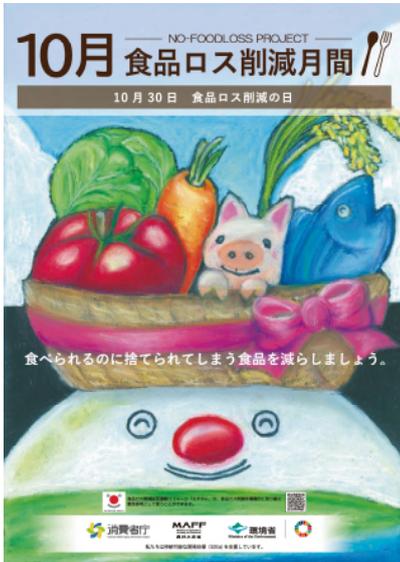


移動中のバス内では、消費生活相談員から最近の『特殊詐欺』の手口や『悪質商法』のトラブル事例についてお話させていただきました。

今回は新型コロナウイルス感染防止対策として少人数での研修となりましたが、参加者から『石狩市内の施設の見学ができて楽しかった』『ごみの分別をしっかりとしようと思った』『給食がおいしかった』などの声が聞かれ、お天気にも恵まれて楽しいバス研修となりました。



10月は「食品ロス削減月間」です。 食べられるのに捨てられてしまう 食品(食品ロス)を減らしましょう。



「食品ロスの削減の推進に関する法律」第9条において、10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」とされています。

日本では、本来食べられるのに捨てられてしまう食品(食品ロス)が、平成29年度に年間612万トン(推計)発生しています。これは、国民1人当たり換算すると、**毎日ご飯茶碗1杯分(約132g)**を捨てている計算です。

一方で、日本は家計における食費の割合が約4分の1を占め、多くの食料を海外から輸入しています。他国から**食べ物を買って捨てている**のです。

日本の大切な文化である「もったいない」のこころを大切に、皆さんそれぞれができることから**食品ロス削減に取り組んでみませんか?**



👉 消費者庁のホームページで食品ロスの取組に関する情報を確認することができます。

「めざせ! 食品ロスゼロ」 <https://www.no-foodloss.caa.go.jp/>

令和2年度 石狩市消費生活センター 相談受付状況と傾向

■『ネット通販』や『光回線』の契約トラブルが急増しています!

8月以降、新型コロナ関連の相談は減少に転じましたが、インターネットを利用した通信販売や、光回線などインターネット回線の契約に関する相談が後を絶たない状況です。

ネット通販では、「代金を支払ったのに商品が届かない」「定期購入を止めたいが事業者と連絡がつかない」「返金保証の手続きが一向に進まない」といったケースが目立ちました。

光回線では、電話や訪問による勧誘でメリットのみを強調されるケースが多く、「この地域は〇〇光に切り替わる」「光回線の工事をしないと固定電話が使えなくなる」等の虚偽の説明をされている事例もありました。

電話や訪問で契約を急かされてもすぐに応じず、契約内容をよく確認し、本当に必要なかを十分に検討することが大切です。

少しでも疑問や不安を感じた場合は一人で悩まず相談してください。

〈相談件数〉

4月	35件
5月	45件
6月	42件
7月	43件
8月	36件
9月	39件

計 240件



「こまったな…」と思ったら、相談してください!

石狩市消費生活センター ☎0133-75-2282

石狩市役所1階(平日 午前10時~午後4時)

※ 土日・祝日の電話相談は消費者ホットラインへ

消費者ホットライン 188

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。